

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和5年4月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積違反点数	当該(営)違反点数
令和5年4月6日	社会福祉法人大牟田市福祉事業協会(法人番号7290005012245)代表者守屋昌宣	本社営業所	輸送施設の使用停止(50日車) 文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、 法第17条第4項	令和4年9月20日、監査実施。7件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(4)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(6)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(7)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	5	5
	福岡県大牟田市長溝町21-6	福岡県大牟田市長溝町21-6					
令和5年4月12日	株式会社じゅんすい(法人番号3290001062990)代表者下川信之	じゅんすい引越サポート営業所	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、 法第17条第4項	令和4年9月29日、監査実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(5)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(6)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)	16	16
	福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬830-1	福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬1023-2フラワーハイツB101号室					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和5年4月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和5年4月17日	有限会社小田通商(法人番号4290802023802)代表者 小田光昭	本社営業所	輸送施設の使用停止 (120日車) 文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和4年1月18日、監査実施。14件の違反が認められた。(1)事業計画(配置車両数)に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(2)必要な員数の運転者の確保違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第1項)、(3)乗務時間等の基準の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(4)乗務時間等の基準なお書き違反(安全規則第3条第4項)、(5)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(6)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(7)乗務等の記録義務違反(安全規則第8条)、(8)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(9)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(10)運行指示書に係る(作成、指示、携行)義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(11)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(12)運転者台帳の保存義務違反(安全規則第9条の5第2項)、(13)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(14)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	12	12
	福岡県京都郡苅田町京町2丁目23-12	福岡県京都郡苅田町京町2丁目23-1					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和5年4月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和5年4月19日	株式会社九州商店(法人番号2290801020463)代表者 前田裕文	本社営業所	輸送施設の使用停止 (60日車) 文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第1項第2号、法第17条第4項、法第24条の3、法第24条の4、法第60条第1項	令和4年8月4日、監査実施。19件の違反が認められた。(1)必要な員数の運転者の確保違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第1項)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(3)乗務時間等の基準なお書き違反(安全規則第3条第4項)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の4)、(5)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(6)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(7)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(8)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(9)運行記録計による記録保存義務違反(安全規則第9条)、(10)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(11)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(12)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(13)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(14)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(安全規則第10条第1項)、(15)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(16)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(17)輸送の安全に関わる情報の公表違反(安全規則第2条の8)、(18)事業の的確な遂行に係る遵守違反(社会保険料未納付)(貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2項)、(19)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条第1項)	6	6
	福岡県京都郡苅田町磯浜町2丁目4-1	福岡県京都郡苅田町磯浜町2丁目4-1					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和5年4月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積違反点数	当該(営)違反点数
令和5年4月20日	有限会社アムロコーポレーション(法人番号1330002017438)代表者坂田千春	本社営業所	輸送施設の使用停止(60日車) 文書警告 文書勧告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第9条第3項、法第11条、法第17条第1項第1号、法第17条第1項第2号、法第17条第4項、法第60条第1項、道路運送車両法第49条第3項、道路運送法第95条	令和4年7月14日、監査実施。21件の違反が認められた。(1)2事業計画(自動車車庫・休憩睡眠施設)に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項)、(3)事業計画の変更届出違反(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第7条第1項第3号)、(4)運送約款の掲示違反(施行規則第13条)、(5)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(6)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(7)定期点検整備記録簿の保存義務違反(安全規則第3条の2)、(8)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(9)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(10)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(11)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(12)事故の記録の保存義務違反(安全規則第9条の2)、(13)運行指示書に係る(作成、指示、携行)義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(14)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(15)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(16)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(17)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(安全規則第10条第1項)、(18)乗務員に対する非常信号用具等の取扱いに係る指導違反(安全規則第10条第3項)、(19)運行管理規程の制定違反(安全規則第21条第2項)、(20)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条第1項)、(21)自動車に関する表示義務違反(道路運送法施行規則第65条)	6	6
	熊本県熊本市西区花園5丁目5番4号	熊本県熊本市西区上熊本3丁目21-20プリンセスマンションA102号					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和5年4月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和5年4月24日	山口真司	本店営業所	輸送施設の使用停止 (40日車) 文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第17条第1項第2号、法第17条第4項、法第24条の3、法第60条第1項、道路運送法第95条	令和4年8月2日、監査実施。12件の違反が認められた。(1)事業計画(自動車車庫)に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の4)、(3)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(4)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(7)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(安全規則第10条第1項)、(8)全従業員に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第4項)、(9)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(10)輸送の安全に関わる情報の公表違反(安全規則第2条の8)、(11)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条第1項)、(12)自動車に関する表示義務違反(道路運送法施行規則第65条)	4	4
	福岡県筑後市	福岡県筑後市					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和5年4月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和5年4月25日	有限会社菖蒲運送(法人番号9340002018329)代表者 平山ゆかり	本社営業所	輸送施設の使用停止 (60日車) 文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第8条第1項、法第9条第3項、法第17条第4項、法第60条第1項	令和4年12月7日、監査実施。10件の違反が認められた。(1)(2)事業計画(自動車車庫・休憩睡眠施設)に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(3)事業計画の変更届出違反(貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第3号)、(4)点呼の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(7)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(9)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(10)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条第1項)	6	6
	鹿児島県鹿児島市吉野町 4135番地1	鹿児島県鹿児島市吉野町 4135番地1					